

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 スポーツ課

不利益処分の内容	体育施設の入館または入場の制限	
根拠法令等及び条項	栃木市体育施設条例第14条	
処分基準	根拠条項	栃木市体育施設条例第14条
	参考事項	栃木市体育施設条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市体育施設条例抜粋</p> <p>第14条 市長は、体育施設の入館者又は入場者(以下「入館者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 体育施設の秩序を乱し、若しくは他の入館者等に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 体育施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 体育施設の管理上必要な指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。</p>	